

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 17 日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 福 島 純 平

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 20 日から 令和 7 年 5 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 3 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 16 日 午後 1 時 10 分 場 所 横浜地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 9 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 6 月 9 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所所定の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 17 日から当庁物件明細等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目
地 番 606番6
地 目 宅地
地 積 101.69平方メートル
共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3
- 2 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目
地 番 606番10
地 目 宅地
地 積 19.68平方メートル
共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3
- 3 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目606番地6
家屋 番号 606番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 38.92平方メートル
2階 35.60平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積 約22.81平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3



物 件 明 細 書

令和 7年 2月13日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 福 島 純 平

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件共有者Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等が全て本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目
地 番 606番6
地 目 宅地
地 積 101.69平方メートル
共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3

2 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目
地 番 606番10
地 目 宅地
地 積 19.68平方メートル
共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3

3 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目606番地6
家屋 番号 606番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 38.92平方メートル
2階 35.60平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積 約22.81平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3



令和 6年(ケ)第 217号
令和 6年 8月 7日受理
令和 6年 9月 4日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所

執行官 玉 田 浩一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目
地 番 606 番 6
地 目 宅地
地 積 101.69 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 2
共有者 B 持分 5 分の 3

2 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目
地 番 606 番 10
地 目 宅地
地 積 19.68 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 2
共有者 B 持分 5 分の 3

3 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目 606 番地 6

家屋 番号 606 番 6

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 38.92 平方メートル
2 階 35.60 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 2
共有者 B 持分 5 分の 3

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	横浜市磯子区滝頭一丁目5番5号					
土地	物件1、2					
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ）					
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐					
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら（A、B） ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
その他の事項						
建物	物件3					
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：					
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 種類：車庫 構造：鉄筋コンクリート造1階建 床面積：約22.81平方メートル </td> </tr> </table>				{	種類：車庫 構造：鉄筋コンクリート造1階建 床面積：約22.81平方メートル
{	種類：車庫 構造：鉄筋コンクリート造1階建 床面積：約22.81平方メートル					
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者B ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある					
その他の事項						
執行官保管の仮処分	☒ ない <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td> 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table> ☐ ある				[	地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
[	地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日					
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☐ ()	(なし)
執行官の意見 1 目的物件の状況は、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、間取図及び写真のとおりである。物件3建物は、郵便受けの表示、室内にあった郵便物の宛名及び内部の状況から建物所有者Bの占有と認めた。 2 写真⑩にあるように、コンクリート壁面に亀裂とベランダの屋根に破損がある。写真⑧にあるように、扉に剥がれと破損がある。写真⑨にあるように、天井紙に剥がれがある。写真⑦にあるように猫によると思われる引っかき傷がある。また、物件3建物は猫のものと思われる糞が多量にあり汚損している。 3 評価人の調査によれば、本件土地は南東側と北西側でそれぞれ建築基準法42条2項に該当する市道に接しているが、本件土地は高低差があり（土地建物位置関係図及び写真①、⑪参照）、物件3建物は南東側道路から写真①にある階段を昇降して出入りする構造となっている。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年8月9日 (金) 16:22— 16:32	横浜地方法務局金沢出張所	登記事項要約書等申請受領等
6年8月9日 (金) 17:15— 17:25	目的物件所在地	全戸不在、通知差置、外観調査、写真撮影
6年8月14日 (水) 8:50— 8:55	目的物件所在地	全戸不在、通知差置、外観調査、写真撮影
6年8月27日 (火) 13:55— 14:10	目的物件所在地	立入調査 (評価人同行)、写真撮影

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 6年 8月27日
目的物件は不在だったので、立会人Cを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

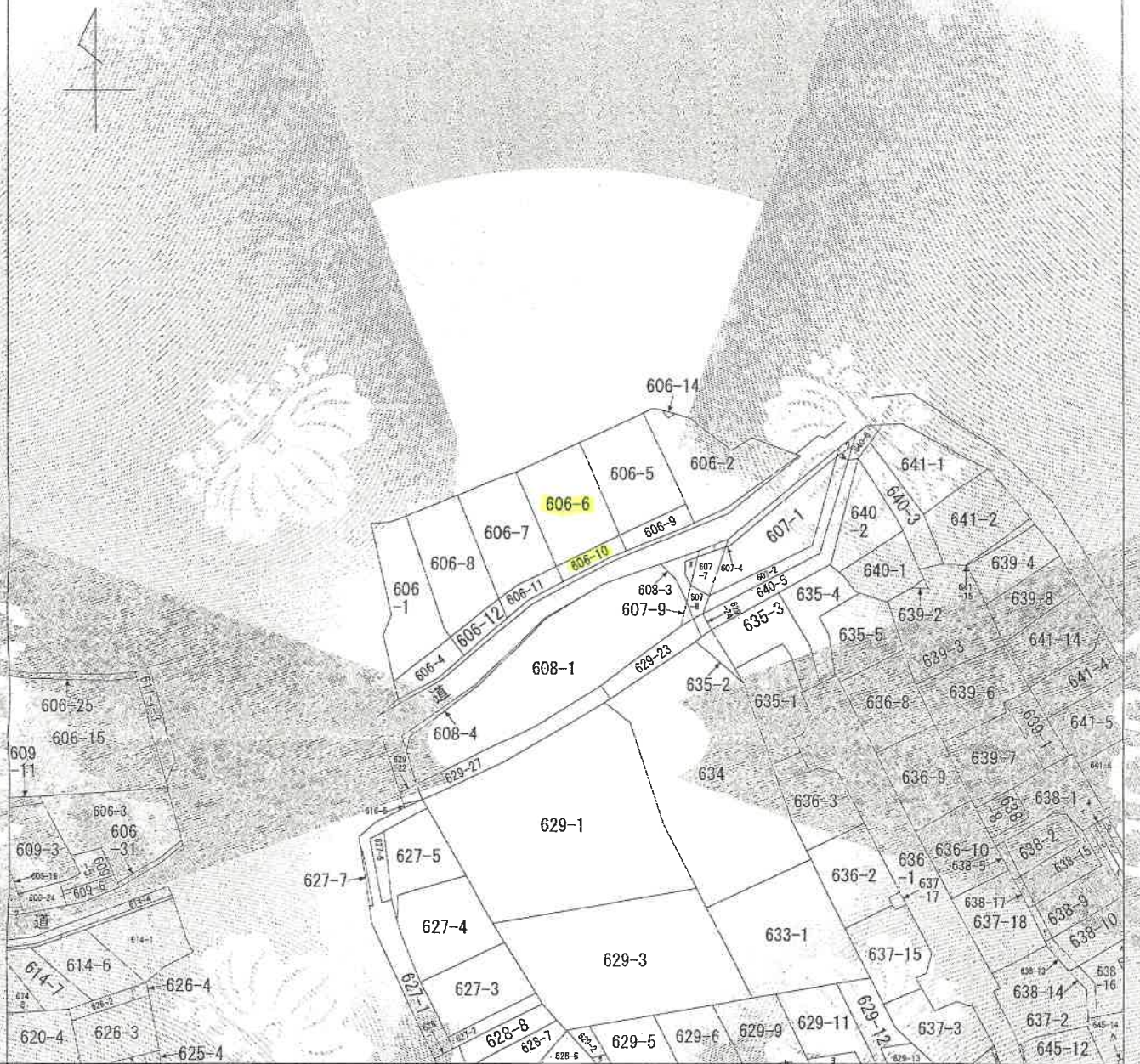
(4 枚目)

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

4 638-10 638-11 638-11 638-11 638-16 645-16 637-8 637-7 638-12 608-2 607-5

490
-3

N



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 滝頭1丁目
B 滝頭1丁目

請求部	所在	横浜市磯子区滝頭一丁目				地番	606番6	
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方務局金沢出張所管轄)

令和6年5月21日

横浜地方務局

登記官

整理番号：H55890-2

(1/2)

(5 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方裁判所金沢出張所管轄)
令和6年7月2日 横浜地方裁判所

登記官

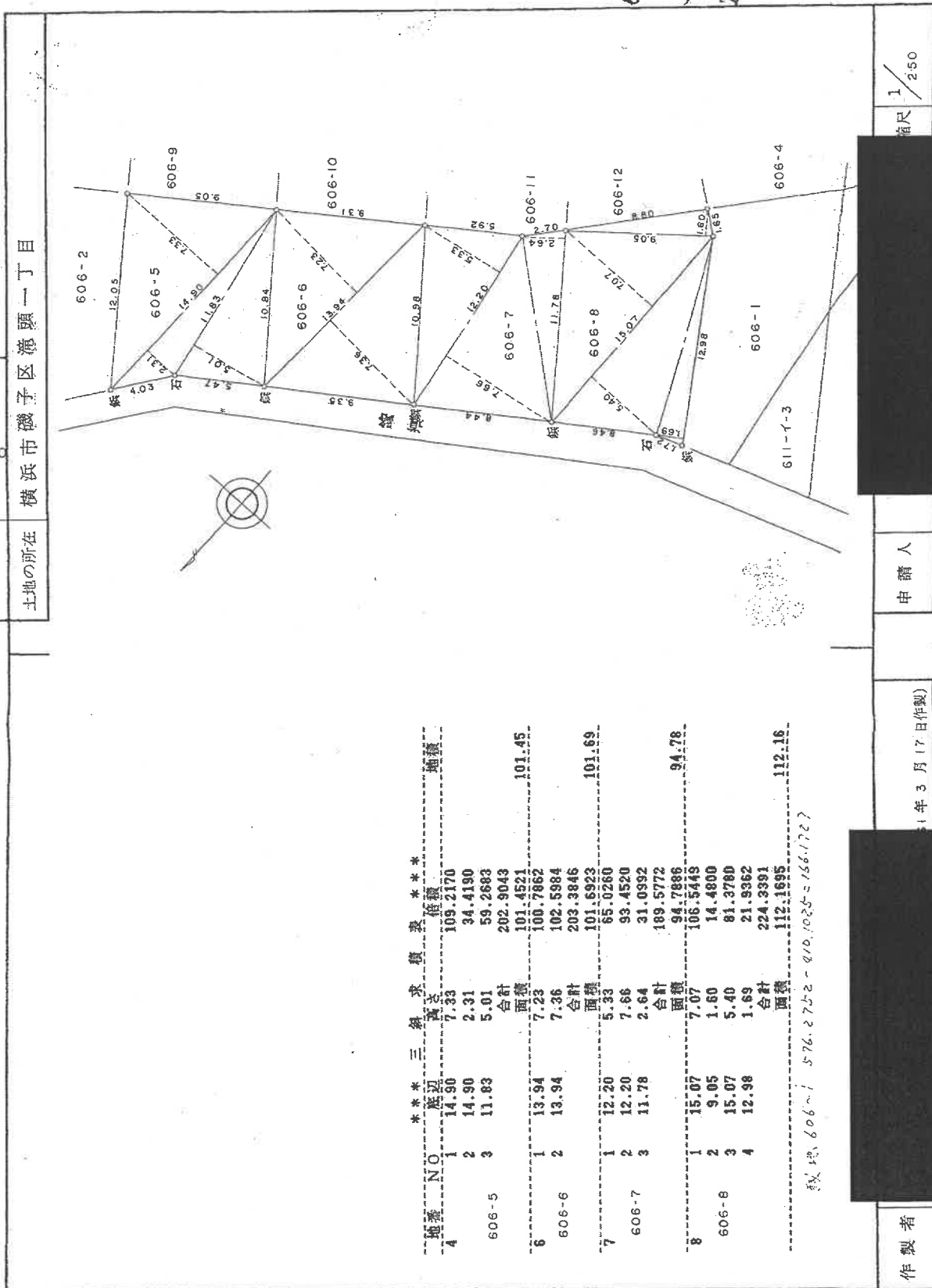
(6 枚目)

整理番号：H56004-1

056210

前 606-1 後・新国一・
地 番 606-1-5-6-7
土地の所在 横浜市磯子区港頭一丁目

地 積 測 量 図



本図面は A3 判を A4 判
に縮小したものである。

(田部新)

縮尺 1/250

申請人

昭和61年3月17日(作製)

作製者

(田部新)

登記年月日：昭和61年3月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局金沢出張所発給)
令和6年7月2日 横浜地方方法務局

登記官

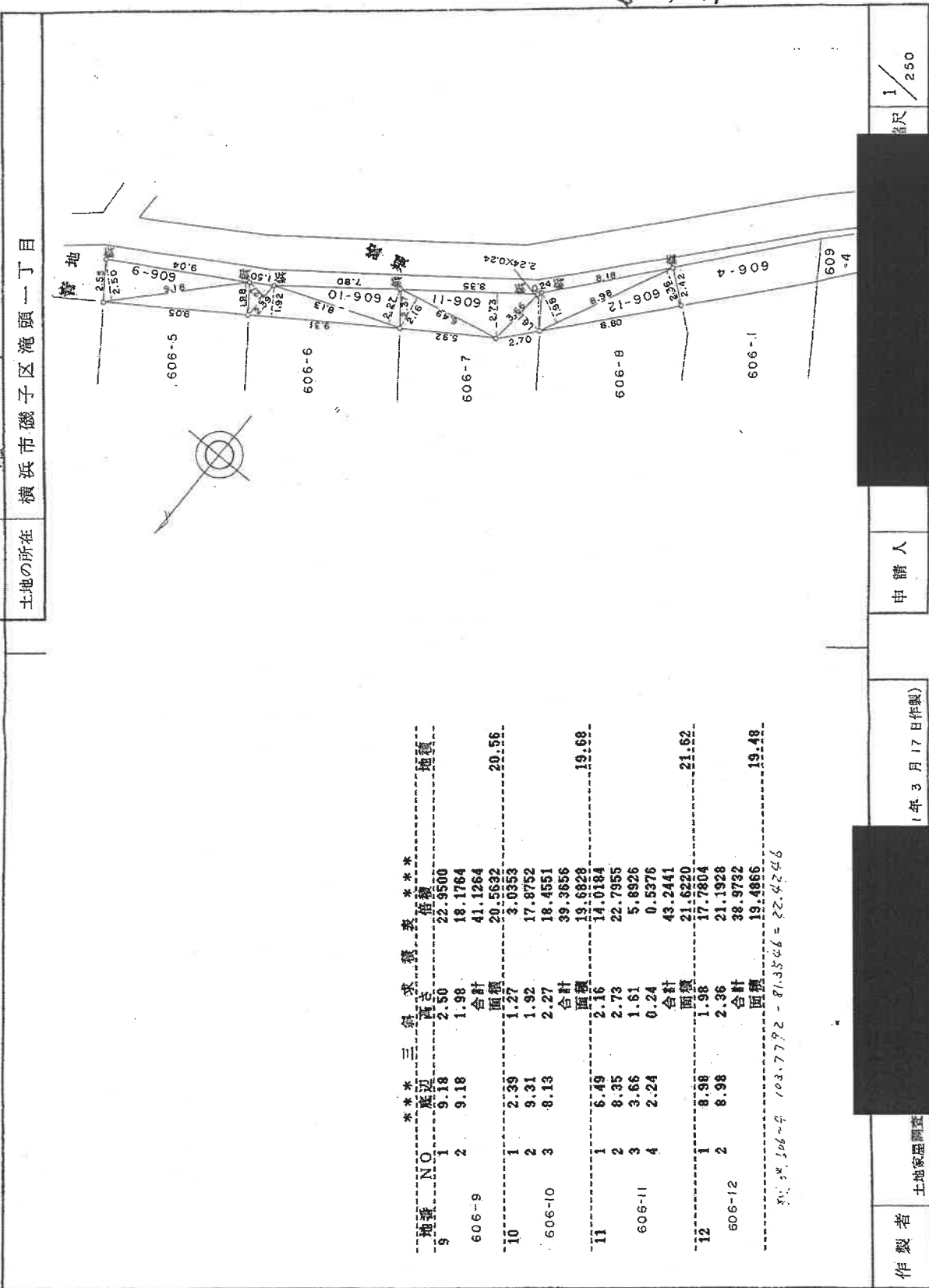
(7 枚目)

整理番号：H56004-2

056211

前606-8 後・新国一
地番 606-4, 9, 10, 11
土地の所在 横浜市磯子区滝頭一丁目

地積測量図



(日積算 9)

作製者 土地家屋調査士

1年3月17日作製

申請人

1/250

本図面はA3判をA4判に縮小したものである

(日加納)

登記年月日：昭和61年9月30日

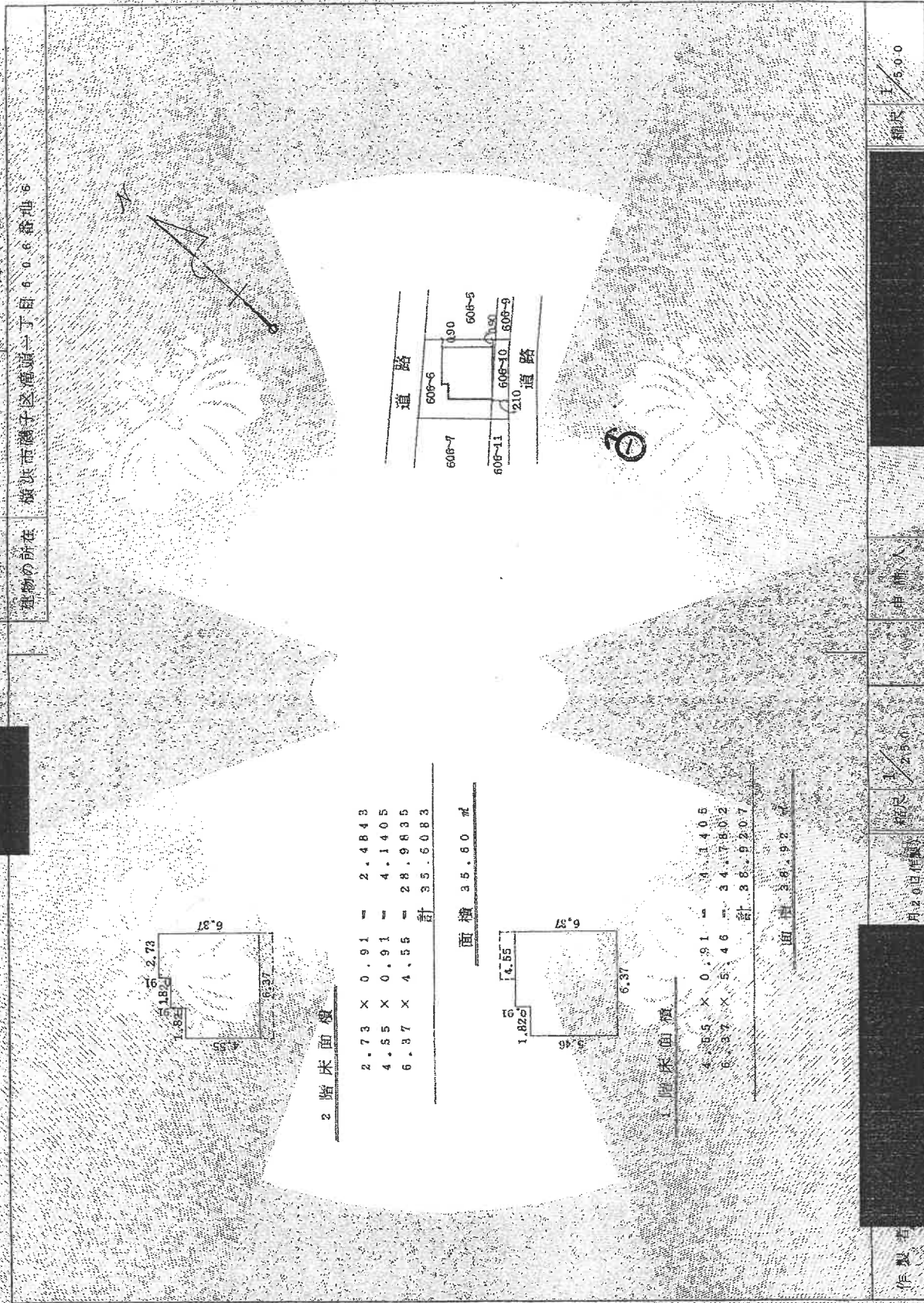
163203

各階平面図

建物平面図

家屋番号 606-6-6

建築物の所在 横浜市磯子区竜頭一丁目6-6番地-6



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

←○は写真撮影位置・方向

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方検察局金沢出張所管轄)

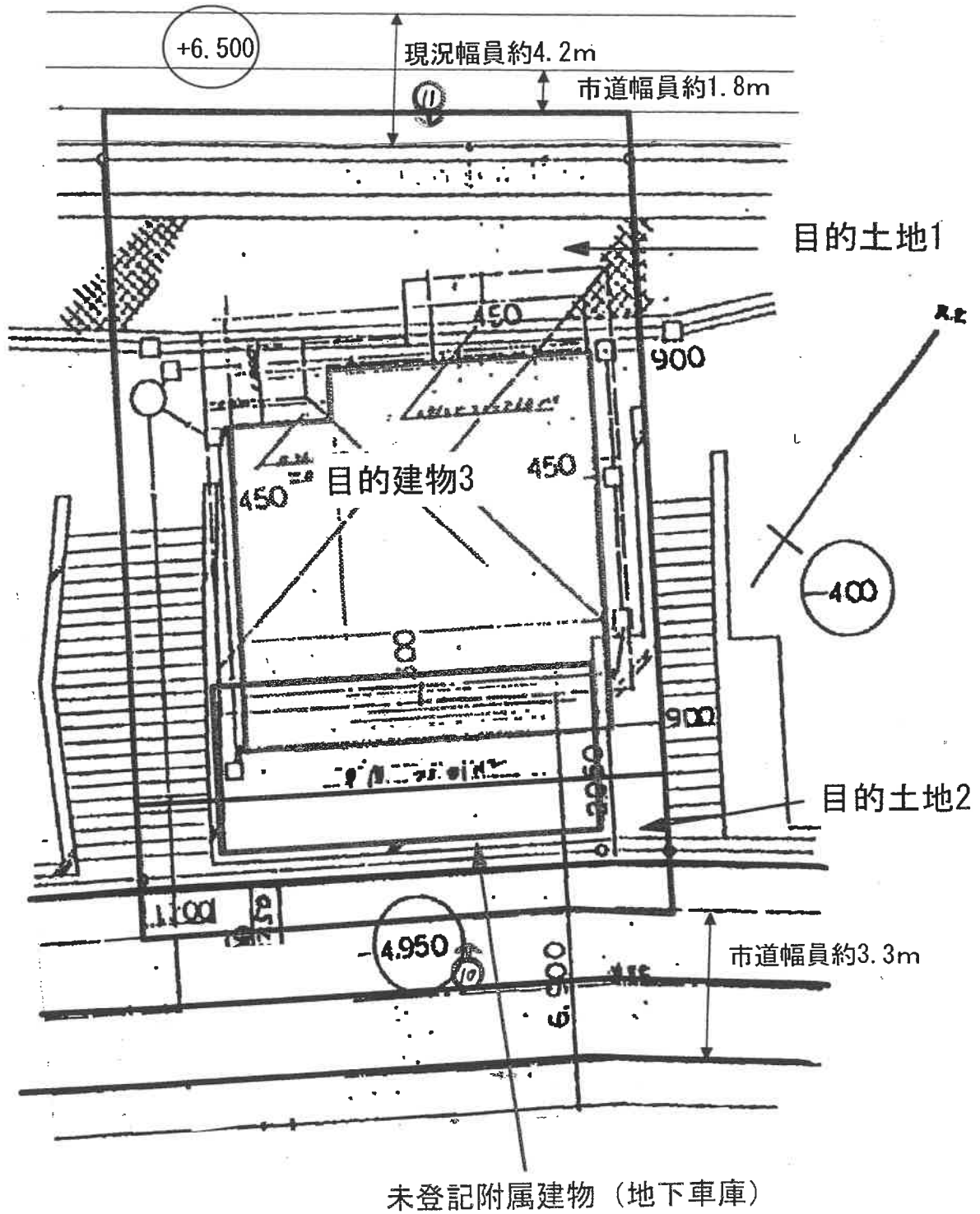
令和6年5月21日

横浜地方検察局

記録係

←○ は写真撮影位置・方向 土地建物位置関係図

注) 下の図面は、建築計画概要書の配置図を参考に土地と建物の位置関係を作成したもので正確な測量に基づくものではありません。

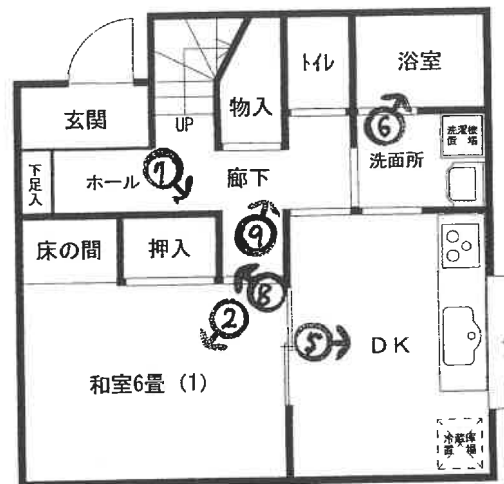


令和6年（ケ）第217号

←○ は写真撮影位置・方向

間取図

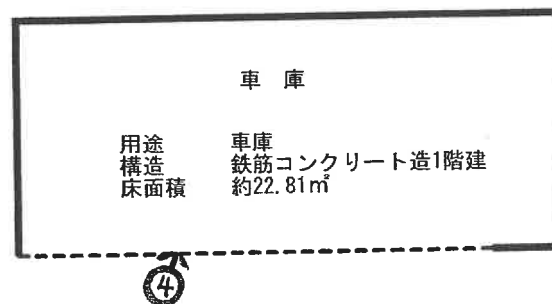
1 階



2 階



附属建物（未登記）



令和6年(ケ)第217号

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨上部を撮影



⑩



⑪



令和6年（ケ）第217号
令和6年8月27日 現地調査
令和6年9月13日 評価

横浜地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

坂本 圭一 印

第 1 評価額

一 括 価 格（合計）	
金 7, 9 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 2, 1 6 0, 0 0 0 円
物 件 2（土地）	金 4 2 0, 0 0 0 円
物 件 3（建物）	金 5, 3 4 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 ～ 3 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1、2 の内訳価格は物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
3		附属建物 種類 車庫 構造 鉄筋コンクリート造 1階建 床面積 約22.81㎡ 住居表示 「滝頭一丁目5番5号」
特 記 事 項		
◇物件3の地下部分に未登記附属建物がある		

*現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目
地 番 606番6
地 目 宅地
地 積 101.69平方メートル
共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3
- 2 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目
地 番 606番10
地 目 宅地
地 積 19.68平方メートル
共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3
- 3 所 在 横浜市磯子区滝頭一丁目606番地6
家屋 番号 606番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 38.92平方メートル
2階 35.60平方メートル
共有者 A 持分5分の2
共有者 B 持分5分の3

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	JR根岸線「根岸」駅の北西方約2.2km（道路距離） 「脳卒中・神経脊椎センター」バス停から徒歩約5分	
付 近 の 状 況	低層の中小規模一般住宅等が建ち並ぶ起伏に富む住宅地域	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% 準防火地域 第4種高度地区 宅地造成工事規制区域 土砂災害警戒区域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	121.37㎡（合計） ほぼ長方形 間口約9.3m、奥行約13.3m 南東側市道より約5m高く、 北西側市道より約5.8m低く接面するひな壇 の土地。
接面道路の状況	南東側幅員約3.3m市道に約9.3m、 北西側幅員約1.8m市道に約9.3m接面。 (いずれも建築基準法第42条2項)	
土地の利用状況等	物件3の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
特 記 事 項	◇前面道路幅員により基準容積率は160%に制限される。 ◇建築計画概要書によると敷地面積は110.66㎡となっており、登記上面積より少ないことから、セットバックが認められる。 ◇北西側道路とは間知ブロックの擁壁により接道しており出入りできない。敷地内には、南東側道路の南側にある階段を昇降して出入りする構造となっている。 ◇目的物件3建物の下部にコンクリート製の地下車庫が設置されており、未登記附属建物として表記した。その壁面に亀裂がある。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	昭和61年9月19日 新築（登記記載）
	経 過 年 数	約38年
	経済的残存耐用年数	当分の間現状維持可能
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタルリシン等
	内 壁	京壁、ビニールクロス貼等
	天 井	杉柂目天井、ビニールクロス貼等
	床	畳、合板等
	設 備	トイレ×2、浴室、洗面所、キッチン等
	そ の 他	なし
床面積（現況）	1階：38.92㎡、2階：35.60㎡、延べ 74.52㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	4DK（附属資料間取図のとおり）
品 等	劣る	
保守管理の状態	極めて劣る	
建物の利用状況	令和6年8月27日内部立入調査。 共有者Bが住居として占有している。	
特 記 事 項	◇以下の未登記附属建物が存する。 種類 車庫 構造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 約22.81㎡ ◇建物のベランダの屋根に破損が見られる。 ◇室内は、猫のものと思われる糞が多量にあり汚損している。 また、扉の剥がれと破損、天井紙の剥がれが見られた。 ◇解錠による立入調査のため、設備関係の動作確認はとれていない。 ◇検査済証交付済み	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画 地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	159,000	67 100	107,000	×101.69	×0.9	= 9,790,000
2	159,000	67 100	107,000	× 19.68	×0.9	= 1,900,000
(合計)						= 11,690,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示 横浜磯子－18

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{標準化} & & & \\
 \text{地価公示価格} & \text{時点修正} & \text{補 正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & & \\
 170,000 \text{ 円/㎡} & \times \frac{101}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{108} & = & 159,000 \text{ 円/㎡} &
 \end{array}$$

◇時点修正：令和6年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準画地で補正の必要なし。

◇地域格差：地価公示地の所在地域は対象地域に比し接近条件、環境条件等の総合格差で上記の通り。

◇個別格差：二方路等で優り、高低差、擁壁、セットバック、土砂災害警戒区域等で劣り、総合格差で上記の通り。

◇建付減価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件3(建物)

目的建物は建築後約38年を経過する建物であり、その市場価値は残り少ないことを考慮し、再調達原価(1㎡当り200,000円と査定)の5%をもって建物自体の価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
3	200,000	× 74.52	× 0.05	= 750,000

(未登記附属建物) 同種の車庫の再調達原価及び残存耐用年数を考慮し、次のとおり求めた。

再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
130,000	× 約22.81	× 0.04	= 120,000

現価率

- ・ 経過年数38年、経済的残存耐用年数2年、観察減価率20%
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} : \frac{\text{経済的残存耐用年数 2 年}}{\text{経過年数 38 年} + \text{経済的残存耐用年数 2 年}} \times (1 - 0.2) = 0.04$$

$$\text{目的建物 } 750,000 + \text{未登記附属建物 } 120,000 = 870,000$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	9,790,000	×	0.65	法定地上権 = 6,360,000
2	1,900,000	×	0.65	法定地上権 = 1,240,000
(合計)				= 7,600,000

(注)土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格（円）	土地利用権等 価格の控除及び加算 （円）	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 （円）
1	9,790,000	－ 6,360,000		× 0.9	× 0.7		= 2,160,000
2	1,900,000	－ 1,240,000		× 0.9	× 0.7		= 420,000
3	870,000	＋ 7,600,000	× 1.0	× 0.9	× 0.7		= 5,340,000
一括価格（合計）							= 7,920,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：多額な費用を要すると見込まれる残置物の存在による市場性修正－10%と判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格 横浜磯子－18

所 在：横浜市磯子区滝頭1丁目646番33外
「滝頭1－8－7」

価 格：170,000円/㎡

位 置：JR根岸線「根岸」駅約2,100m

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：181㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南側6.5m市道

用 途 指 定 等：第一種住居地域(建ぺい率60%，容積率200%)、
準防火地域

地 域 の 概 要：中規模一般住宅やアパートが混在する住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 7,995,274円

物件2 1,547,320円

物件3 1,529,187円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

地積測量図（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

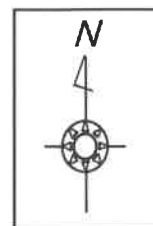
土地建物位置関係図

間取図

以上

位置図

縮尺 1/10,000



目的物件

バス停

公示地

最寄り駅

根岸駅

横浜市

磯子区

スーパーマッフルデジタル22

2021年7月 発売

(株)マッフル

地図使用承認©マッフル第5-045号

登記年月日：昭和61年3月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方支務局 金沢出張所管理)

令和6年7月2日

横浜地方支務局

登記官

本図面は元図をA4サイズに縮小したものである

(日調連印)

作製者

昭和61年3月17日(作製)

申請人

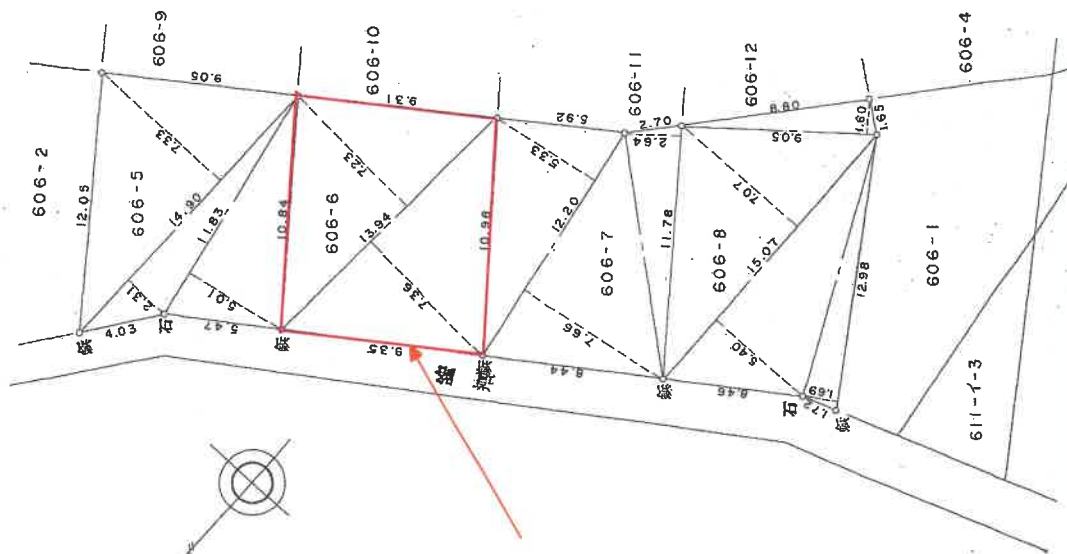
縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

前 606-1 後・新国一・地積測量図

地 番 606-1-5,6,7

土地の所在 横浜市磯子区薄頭一丁目



物件1

地番 NO	底辺	高さ	三斜求積表	面積	地積
4	1	14.90	7.33	109.2170	
	2	14.90	2.31	34.4190	
	3	11.83	5.01	59.2683	
606-5	合計			202.9043	
	面積			101.4521	101.45
6	1	13.94	7.23	100.7862	
	2	13.94	7.36	102.5984	
606-6	合計			203.3846	
	面積			101.6923	101.69
7	1	12.20	5.33	65.0260	
	2	12.20	7.66	93.4520	
	3	11.78	2.64	31.0992	
606-7	合計			189.5772	
	面積			94.7886	94.78
8	1	15.07	7.07	106.5449	
	2	9.05	1.60	14.4800	
	3	15.07	5.40	81.3780	
606-8	4	12.98	1.69	21.9362	
	合計			224.3391	
	面積			112.1695	112.16

計 606-1 576.2752 - 410.1025 = 166.1727

地積測量図(写)-2

登記年月日：昭和61年3月27日

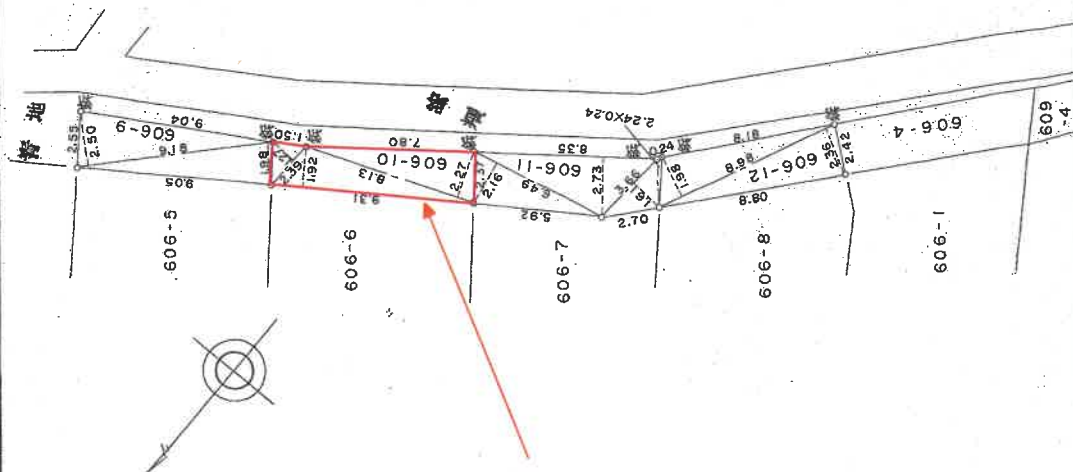
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方支務局 令派出張所 管理)

令和6年7月2日 横浜地方支務局

登記官

前 606-4 後・新同一： 地積測量図
地番 606-4、9、-10、-11

土地の所在 横浜市磯子区港頭一丁目



地番 NO	底辺	三斜	高さ	面積	地積
9	1	2.50	22.9500		
	2	9.18	18.1764		
606-9		合計	41.1264		
		面積	20.5632		20.56
10	1	2.39	3.0353		
	2	9.31	17.8752		
606-10	3	8.13	18.4551		
		合計	39.3656		
		面積	19.6828		19.68
11	1	6.49	14.0184		
	2	8.35	22.7955		
	3	3.66	5.6926		
606-11	4	2.24	0.5376		
		合計	43.2441		
		面積	21.6220		21.62
12	1	8.98	17.7804		
	2	8.98	21.1928		
606-12		合計	38.9732		
		面積	19.4866		19.48
計 606-4 104.7792 - 81.3546 = 22.4246					

(口頭通訳)

本図面は元図をA4サイズに縮小したものである

作製者

昭和61年3月17日(作製)

申請人

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会 調査用紙)

建物図面・各階平面図(写)

登記年月日：昭和61年9月30日

163203

各階平面図

建物図面

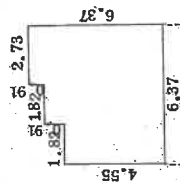
家屋番号 606~6

建物の所在 横浜市磯子区滝頭一丁目606番地6

物件1土地

物件3建物

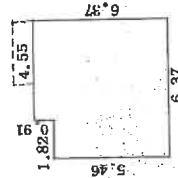
物件2土地



2階床面積

$2.73 \times 0.91 = 2.4843$
 $4.55 \times 0.91 = 4.1405$
 $6.37 \times 4.55 = 28.9835$
 計 35.6083

面積 35.60 m²



1階床面積

$4.55 \times 0.91 = 4.1405$
 $6.37 \times 5.46 = 34.7802$
 計 38.9207

面積 38.92 m²

本図面は元図をA4サイズに縮小したものである

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

9月20日(作製)

作製者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜市地方事務局 登記出張所管轄)

令和6年5月21日

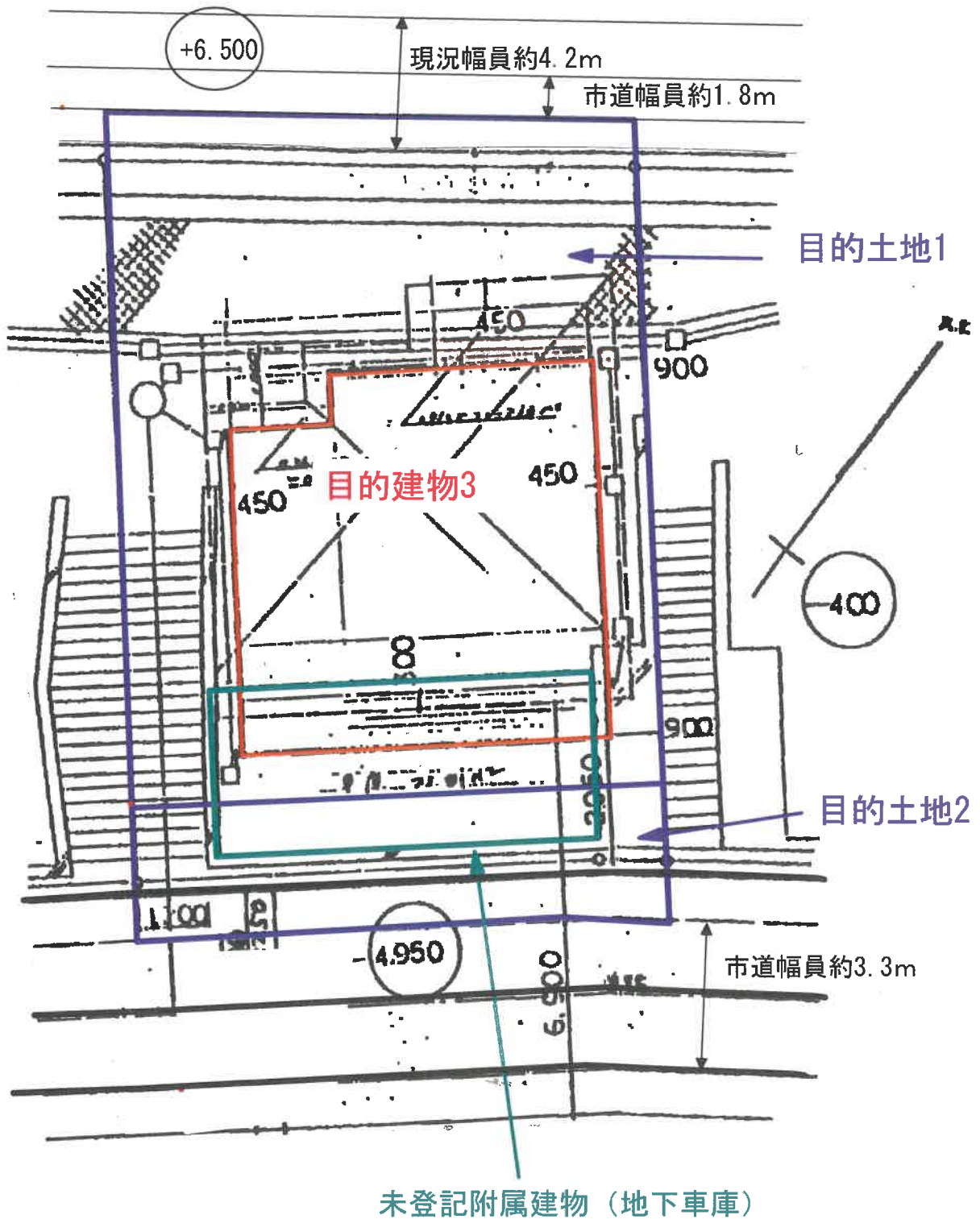
横浜地方事務所

登記官

整理番号：H5890-1

土地建物位置関係図

注) 下の図面は、建築計画概要書の配置図を参考に土地と建物の位置関係を作成したもので正確な測量に基づくものではありません。



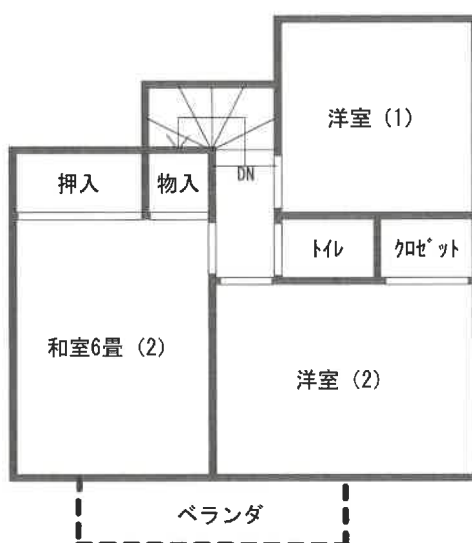
令和6年（ケ）第217号

間取図

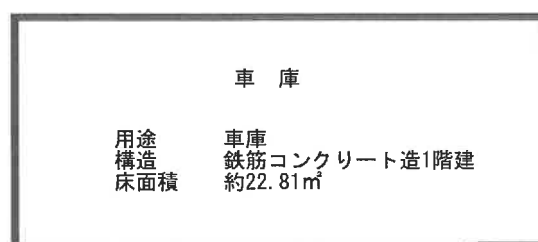
1 階



2 階



附属建物（未登記）



令和6年（ケ）第217号